

農林漁業金融公庫の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の特例手当について、当該役員の勤務実績に応じて支給額を増額し、又は減額することができる。

役員報酬基準の改定内容

総裁	国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(13% 14%)を行った。
副総裁	国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(13% 14%)を行った。
理事	国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(13% 14%)を行った。
監事	国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(13% 14%)を行った。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
総裁	23,340	14,664	6,623	2,052 (特別調整手当)			*
副総裁	18,699	11,748	5,306	1,644 (特別調整手当)			*
理事	16,226	10,164	4,590	1,422 (特別調整手当) 48 (通勤手当)			
理事	16,177	10,164	4,590	1,422 (特別調整手当)			
理事	16,177	10,164	4,590	1,422 (特別調整手当)			*
理事	16,177	10,164	4,590	1,422 (特別調整手当)	4月1日		
理事	7,020	4,235	2,192	592 (特別調整手当)		8月31日	
理事	9,157	5,929	2,398	830 (特別調整手当)	9月1日		
監事	7,222	4,596	1,983	643 (特別調整手当)		9月30日	*
監事	5,952	4,596	650	643 (特別調整手当) 62 (通勤手当)	10月1日		*

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員であること、「」は役員出向者であること、「」は独立行政法人等の退職者であること、「*」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。また、該当がない場合は空欄としている。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
総裁					該当なし	
副総裁					該当なし	
理事	4,954	3 0	平成19年3月31日	1.3	業績勘案率については、外部有識者からなる経営評議委員会(業績評価を審議)が決定。	
理事	2,159	1 5	平成19年8月31日	1.2	業績勘案率については、外部有識者からなる経営評議委員会(業績評価を審議)が決定。	
監事	1,723	1 6	平成19年9月30日	1.0	業績勘案率については、外部有識者からなる経営評議委員会(業績評価を審議)が決定。	*

注:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員であること、「」は役員出向者であること、「」は独立行政法人等の退職者であること、

「*」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。また、該当がない場合は空欄としている。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

職員の人件費については、国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。
また、平成18年度以降は、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づいた人件費の削減、国家公務員の制度改革の趣旨を先取りして実施した新人事給与制度改革等を踏まえ、適正な管理を行う。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与は、社会一般の情勢や国家公務員に対する人事院勧告を踏まえ、労働組合との交渉を経て決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の職責や業績に応じて、昇格・降格・昇給・奨励手当の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇格・昇給	昇格：人事評価結果、研修履修状況、昇格試験等により上位資格等級の能力があると認められる場合には、人事委員会で審議のうえ上位資格等級に昇格させる。 降格：現資格等級に要求される職務遂行力等を欠き、期待される業務の遂行が困難と認められる等の場合には、人事委員会で審議のうえ下位資格等級に降格させる。 昇給：5段階評価による勤務成績に応じて昇給させる。
奨励手当 (査定分)	前年度の勤務成績に応じて、支給月数を3～5段階に区分して支給する。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与改定を踏まえ、以下のとおり改正。

- ・基準内給与を平均で0.12%改定。（参考：国家公務員の平均改定率は0.35%）
（0.12%改定の内訳は、本俸：若年層について0.05%改定、扶養手当：子等について500円改定。）
- ・特別手当支給月数を0.05ヵ月引上げ。
- ・地域間格差が適切に反映されるように特別都市手当の支給割合を改正。

なお、本俸及び扶養手当改定は平成20年1月から実施し、国家公務員で行っている遡り改定（平成19年4月に遡った改定）や特別都市手当の一部繰上げ改定は行わなかった。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	763	41.2	8,426	6,044	146	2,382
事務・技術	760	41.1	8,432	6,048	146	2,384
自動車運転職種	3	53.2	6,742	4,902	109	1,840
任期付職員	19	37.8	2,591	2,591	127	
事務・技術	19	37.8	2,591	2,591	127	
再任用職員	1					
事務・技術	1					

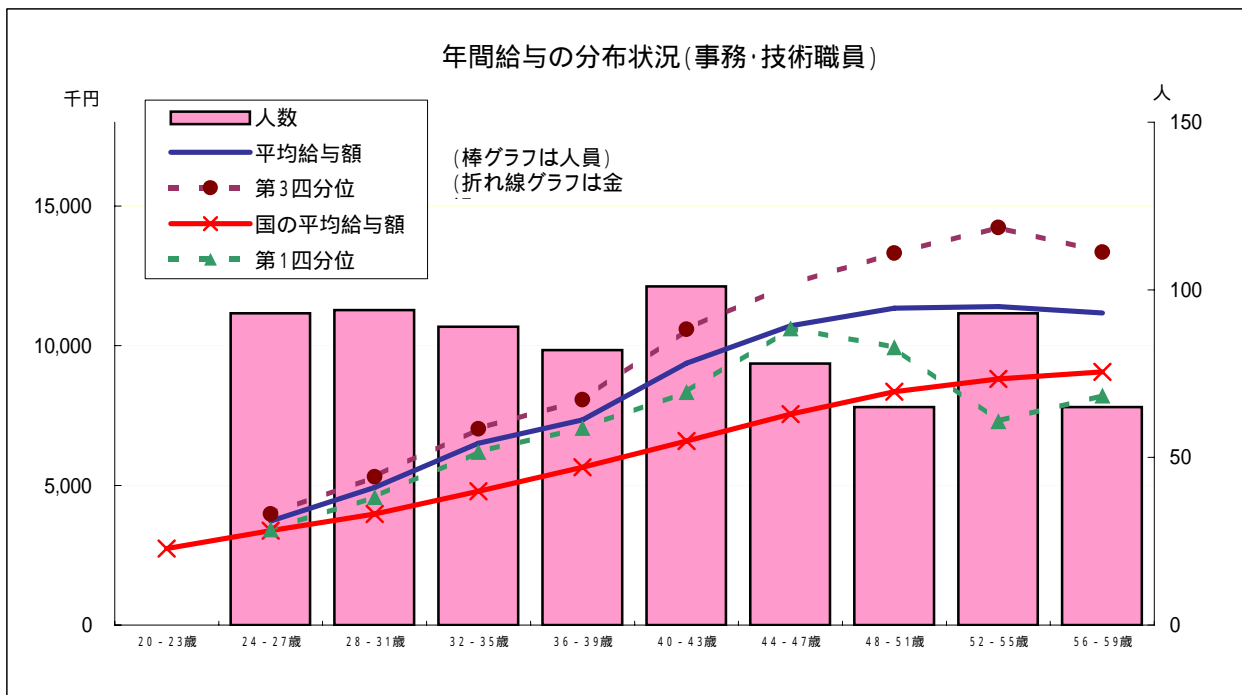
注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注：再任用職員の事務・技術職については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから人数以外は記載していない。

注：在外職員及び非常勤職員は存在していないため記載を省略。

注：研究職種及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

年間給与の分布状況(事務・技術職員)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
代表的職位 ・本部課長 ・本部係員	人 72 30	歳 46.5 41.2	千円 10,671 3,973	千円 11,805 6,591	千円 13,020 9,534

職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	事務1級	事務2級	事務3級	基幹1級	基幹2級	基幹3級	基幹4級	基幹5級	基幹6級	基幹7級	基幹8級
標準的な職位		職員	職員	副調査役	職員	副調査役	調査役	調査役	課長	課長	次長	部長 支店長
人員 (割合)	760 (100%)	12 (1.6%)	57 (7.5%)	55 (7.2%)	61 (8.0%)	92 (12.1%)	104 (13.7%)	109 (14.3%)	114 (15.0%)	71 (9.3%)	51 (6.7%)	34 (4.5%)
年齢 (最高～最低)		27～25	58～25	58～31	30～24	50～27	59～31	57～35	59～39	59～42	59～46	59～52
所定内 給与年額 (最高～最低)		2,495 ～ 2,171	5,111 ～ 2,311	5,701 ～ 3,510	2,997 ～ 2,447	4,625 ～ 3,068	7,553 ～ 4,025	8,257 ～ 4,996	9,505 ～ 5,978	10,403 ～ 7,381	10,596 ～ 8,214	11,117 ～ 8,931
年間 給与額 (最高～最低)		3,307 ～ 2,983	7,078 ～ 3,180	7,866 ～ 4,863	4,123 ～ 3,364	6,446 ～ 4,256	10,221 ～ 5,592	11,530 ～ 6,949	13,206 ～ 8,303	14,491 ～ 10,560	14,979 ～ 11,910	15,992 ～ 12,937

賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	57.0 %	59.6 %	58.4 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	43.0 %	40.4 %	41.6 %
	最高～最低	49.1 ~ 27.8 %	46.5 ~ 3.0 %	47.7 ~ 26.7 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.1 %	66.7 %	65.9 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.9 %	33.3 %	34.1 %
	最高～最低	49.1 ~ 27.8 %	46.5 ~ 24.9 %	47.7 ~ 26.3 %

職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

131.6

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内 容															
指数の状況	対国家公務員 131.6															
	参考	地域勘案 128.7														
		学歴勘案 127.3														
地域・学歴勘案 125.8																
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>(1)農林漁業金融公庫は、農林水産業者に対する政策と一体となった融資・経営支援を主要業務としている。当該業務には民間金融機関では対応困難な長期融資のノウハウ、生産技術を含めた幅広い経営に関する知識など、特殊かつ高度な専門性が必要であり、そのような人材を確保した結果、職員に占める大学及び大学院卒業者の割合が約8割と高くなっている。</p> <p>(2)また、そのような人材を確保するには、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、相応の給与水準を保つ必要がある。</p> <p>(3)なお、当公庫の給与制度は国家公務員に準じた取扱いとしているが、業務上の必要性等から全国規模の転勤が常態化していること、組織形態の違い等から諸手当の支給割合が高くなっている。</p>															
	<p>参考</p> <p>学歴別の人員構成</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>国 行政(一)</th> <th>農林公庫</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学卒</td> <td>48.2%</td> <td>81.1%</td> </tr> <tr> <td>短大卒</td> <td>12.7%</td> <td>9.9%</td> </tr> <tr> <td>高校卒</td> <td>39.0%</td> <td>8.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)国 行政(一)は、H19年度人事院公表資料。 (注2)農林公庫は、H19年10月時点で在職する職員の人員構成。</p>			国 行政(一)	農林公庫	大学卒	48.2%	81.1%	短大卒	12.7%	9.9%	高校卒	39.0%	8.9%		
		国 行政(一)	農林公庫													
	大学卒	48.2%	81.1%													
短大卒	12.7%	9.9%														
高校卒	39.0%	8.9%														
<p>民間金融機関との比較</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平均年齢</th> <th>年間平均給与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林公庫</td> <td>39.7 歳</td> <td>7,887 千円</td> </tr> <tr> <td>都市銀行A</td> <td>38.3 歳</td> <td>8,768 千円</td> </tr> <tr> <td>信託銀行B</td> <td>40.4 歳</td> <td>8,738 千円</td> </tr> <tr> <td>地方銀行C</td> <td>39.2 歳</td> <td>8,137 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)農林公庫の平均年齢は、H19年10月時点で在職する職員の平均値。 (注2)農林公庫の年間平均給与は、H19年度予算額をH19年度予算定員で除して計算。 (注3)民間金融機関の平均年齢・年間平均給与は、有価証券報告書(19年3月期)より記載。</p>			平均年齢	年間平均給与	農林公庫	39.7 歳	7,887 千円	都市銀行A	38.3 歳	8,768 千円	信託銀行B	40.4 歳	8,738 千円	地方銀行C	39.2 歳	8,137 千円
	平均年齢	年間平均給与														
農林公庫	39.7 歳	7,887 千円														
都市銀行A	38.3 歳	8,768 千円														
信託銀行B	40.4 歳	8,738 千円														
地方銀行C	39.2 歳	8,137 千円														
<p>単身赴任手当の支給割合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>国 行政(一)</th> <th>農林公庫</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給割合</td> <td>6.9%</td> <td>9.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)国 行政(一)は、H19年度人事院公表資料。 (注2)農林公庫は、H19年10月時点で在職する職員の支給割合。</p> <p>地域別の人員構成</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>国 行政(一)</th> <th>農林公庫</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3級地</td> <td>39.7%</td> <td>49.3%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>60.3%</td> <td>50.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)級地は国家公務員の地域手当支給地区分。 (注2)国 行政(一)は、H19年度人事院公表資料。 (注3)農林公庫は、H19年度給与水準公表資料に係る調査データから集計した数値。</p>			国 行政(一)	農林公庫	支給割合	6.9%	9.7%		国 行政(一)	農林公庫	1～3級地	39.7%	49.3%	その他	60.3%	50.7%
	国 行政(一)	農林公庫														
支給割合	6.9%	9.7%														
	国 行政(一)	農林公庫														
1～3級地	39.7%	49.3%														
その他	60.3%	50.7%														

項目	内容
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 6.08% (国からの財政支出額 42,028百万円、支出予算の総額 691,056百万円 : 平成19年度予算)</p> <p>【検証結果】 給与水準については上記の定量的な理由欄に記載したとおりであり、職員全体の給与は、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行・管理している。</p>
講ずる措置	<p>国家公務員の制度改革の趣旨を先取りして、平成18年度から実施した新人事給与制度により、職責・業績に応じたメリハリのある処遇、高齢層の給与水準の引下げ等の大幅な制度改革を行っており、今後も継続して取り組んでいく。 なお、平成18年度から取り組んでいる具体的な改善措置は次のとおり。</p> <p>(1)55歳を超える職員については、昇給を停止させることで給与水準の抑制に努めていること。 (2)管理職についてポストオフ制度(一定年齢に達した時点で役職を離脱)を導入することで高齢層の給与水準を1割程度削減。 (3)特別手当支給月数を非管理職について0.30ヵ月削減(平成17年度支給実績基準)していること。 (4)業務内容に応じて、一般の職員に比べ給与水準の低い有期職員(一定期間の契約社員)、再雇用職員(定年退職後に再雇用した職員)を活用することで、全体の給与水準抑制に努めていること。 (5)枠外昇給を廃止することで給与水準の抑制に努めていること。</p>

総人件費について

区分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 7,768,762	千円 7,771,043	千円 (%) 2,281 (0.0)
退職手当支給額 (B)	千円 748,967	千円 789,285	千円 (%) 40,318 (5.1)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 78,521	千円 50,897	千円 (%) 27,624 (54.3)
福利厚生費 (D)	千円 1,772,903	千円 1,848,217	千円 (%) 75,314 (4.1)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 10,369,153	千円 10,459,442	千円 (%) 90,289 (0.9)

総人件費について参考となる事項

1. 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費

- (1)給与、報酬等支給総額は、統合関係業務等により前年度に比べ超過勤務手当が増加したものの、給与水準改善に向けた取組みにより、2,281千円(0.0%)の減少となっている。
- (2)最広義人件費は、非常勤役職員等給与が派遣職員への支払増に伴い増加したものの、その他については前年度に比べ減少しており、全体で90,289千円(0.9%)の減少となっている。

2. 人件費削減の取組みの状況(総人件費削減計画等)

- (1)当公庫において設定した削減目標
「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、平成22年度までに平成17年度末(予算定員ベース:924名)比で5%以上の人員を削減する。
- (2)また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取組む。
- (3)進捗状況
平成19年度末の進捗状況は 1.30%

総人件費改革の取組状況

年度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
人員数(人)	924	918	912
人員純減率(%)		0.65	1.30

法人が必要と認める事項

特になし